

公の施設改革推進指針

1 趣旨

公の施設の中には、設置から相当な年月が経過し、社会情勢や経済環境等が大きく変化する中で、設置の意義が薄れたり、民間施設との競合等により利用率が低下しているもの、民間事業者の活力を利用した方が更なる効率化と利便性の向上が期待できるものなどが見受けられ、時代に即応した的確な見直しが求められている。

「リフレッシュとくしまプラン」では、こうした公の施設について「県民利用型の施設については、その設置目的・利用状況等を踏まえ、民間的経営手法を取り入れるなど、施設の効率的運営やサービスの向上を積極的に図るべきである」と明記している。

また、地方自治法の改正(平成15年法律第81号)により、公の施設の管理運営に「指定管理者制度」が導入され、新たに民間事業者が管理運営主体として対象となったことから、その運営方法について抜本的な見直しが必要となっている。

このことから、公の施設について、施設の統廃合や他用途への転用、市町村への移譲や利用方法の変更、民間委託や民営化、また、利用者ニーズに対応した柔軟で弾力的な運営やコスト意識をもった経営管理の実施など、そのあり方を抜本的に見直すこととし、県民にとって利便性が高く、かつ、質の高いサービスを最小の経費で提供できる施設に改革する必要がある。

このため、公の施設の中でも、広く一般県民が利用する施設を中心に、設置目的や運営主体の適否などを含めた施設のあり方や効率的な運営方策、利用率の向上策等の検討を定めた「公の施設改革推進指針(以下「指針」という。)」を策定し、公の施設を点検・評価するとともに、将来の方向性を定めるものとする。

注)「公の施設」

- ・地方自治法第244条に規定する「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」をいう。

「指定管理者制度」

- ・公の施設の管理運営を広く民間事業者(株式会社等)に代行させることが出来る制度

2 対象施設

公の施設のうち、広く一般県民が利用する施設(別紙)

3 取組期間

平成16年度～平成17年度

4 見直しの視点

- (1) 施設の設置目的や機能が民間の施設と競合していないか(県が設置すべきものか)。
- (2) 施設の設置目的が時代のニーズに合っているか。
- (3) 利用者が一部の地域に集中しているため、市町村の施設として、より地域に密着した運営が行えないか。
- (4) 利用率が低下するか漸減傾向にあるか。
- (5) 施設の管理運営が効率的・弾力的に行われているか(民間事業者の専門性、効率性ノウハウ等の導入がなされているか)。
- (6) 施設利用に関し、ニーズの把握と県民へのPRが十分に行われているか。
- (7) 税金を投入した格安な公設施設になっていないか。
- (8) 新規に設置要請がある施設への代替機能を果たすことが可能か。
- (9) 利用に係る県民一人あたりのコスト比較により、使用料等の受益者負担額は適切か。

5 見直しの基本的な考え方

- (1) 設置当時は行政が設置・運営することが要請される施設であったが、現在では、その必要性が薄れた施設(競合関係にある施設が存在する施設)は、廃止、民間への移譲、用途変更等を検討する。
- (2) 利用率が低い施設は廃止又は転用する。
- (3) 市町村等へ管理運営の委託がなされている施設等で、事実上、施設の広域性が低下している場合は市町村へ移管を進める。
- (4) 施設の利用又は管理が利用実態に合わない施設は利用方法の変更又は委託先の見直しを行う。
- (5) 「民間と競合する公的施設の改革について(H12.5.26 閣議決定)」において、明記された施設(会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これに準ずる施設)については抜本的に見直す。

6 見直しの方向性の主な分類

- (1) 廃止、休止
 - ・施設の耐用年数の到来(5～10年先を見据える)
 - ・改修コスト負担の発生(安全性の低下)
 - ・ランニングコストの増大
 - ・利用率の中長期的低迷(類似施設の存在、立地など)
 - ・時代の要請にあっていない
- (2) 用途変更(機能一部廃止、市町村等への移管を含む)
 - ・新たな施設のニーズに対応可能
 - ・施設の一部に稼働率が低い部分がある

- ・施設の広域的役割の低下（市町村への移管）
- ・民間事業者との競合関係の存在（民間事業者への貸付、売却）

(3) 存続

- ・存続に際しては、積極的な存続理由を公表する
- ・効率的、効果的な施設運営を図るための「指定管理者制度」の導入
- ・NPO、ボランティア団体等の非営利団体への運営委託
- ・PFI方式の導入の検討
- ・民間事業者への段階的移行
- ・利用率向上、収支改善、県民サービス向上等への更なる取組

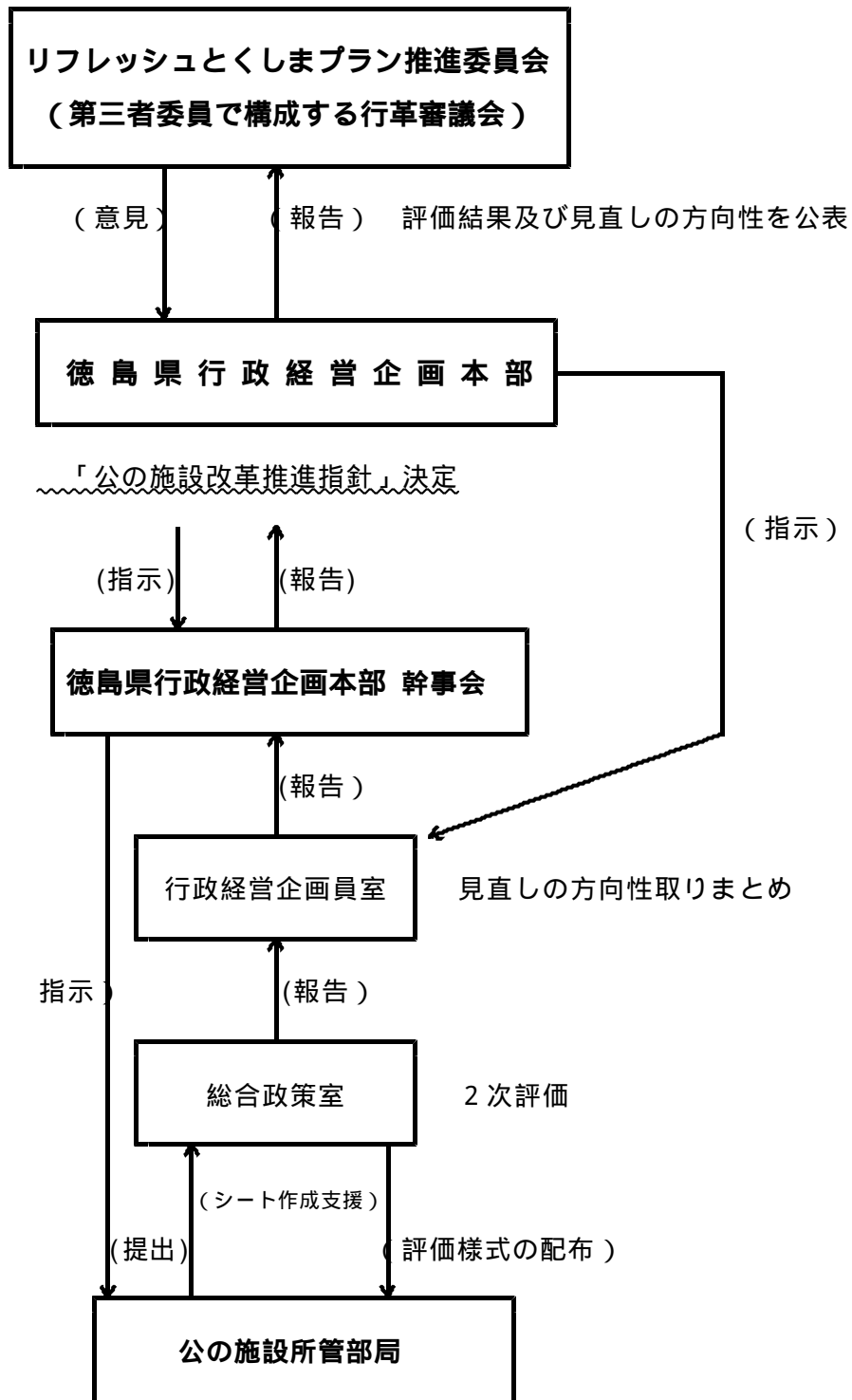
7 見直しの手続き

- (1) 政策評価の手法を活用し、公の施設ごとの財務状況を明らかにし、県民一人あたりの負担額を積算するなど、費用対効果等を検証し公の施設の評価と今後の方向性を明らかにする。
- (2) 施設運営上の課題を拾い出し、解決策を検討し、目標設定や経営改善策を策定する。

8 その他

- (1) 対象とする施設のうち、先行して管理委託先である外郭団体の見直しを進めている場合は、双方の調整を図りつつ検討を進めること。
- (2) 施設の休廃止を予定する場合には、休廃止後の施設の利活用の方策や利用者にとっての代替施設の有無等にも十分留意すること。
- (3) 施設の休廃止により、運営を専ら委ねられていた外郭団体職員の雇用問題については、法令等を遵守し適切な対応をとること。

公の施設の改革取組図



- ・ 「施設ごとの政策評価(1次評価)」を実施
- ・ 「2次評価後、見直しの方向性を検討」

注) 上記 ~ の流れで取り組む